

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団における感染症の発生とまん延を防止し、施設等の利用者並びに職員の健康と安全の確保を図るため、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団感染症対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。

(所掌事項)

第3条 本部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 感染症の予防及び周知に関すること
- (2) 感染症の発生時におけるまん延の防止及び関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他感染症に関すること

(組織)

第4条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長 理事長
- (2) 副本部長 常務理事
- (3) 本部員 法人事務局長、法人経営本部長、法人事業本部長及び法人事務局総務課長

2 本部長は、本部を総括し、必要に応じて本部会を招集する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部会に専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 情報交換、連絡調整及び感染防止等の対策を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会に属すべき本部員その他の職員は、別表の通りとする。

3 幹事会に幹事長を置き、常務理事をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じて幹事会を招集する。

5 副幹事長には法人事務局長、法人経営本部長及び法人事業本部長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、法人事務局総務課長において処理する。

附則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

別表 常務理事，法人事務局長，法人経営本部長，法人事業本部長，法人事務局総務課長，
統括事業管理者（法人看護統括を含む），その他幹事長が必要と認める者